

くらしの安心情報

情報ファイル NO.169

平成 28 年 8 月 10 日

「有料サイトの未納料金がある」と電話があり、支払番号を伝えられ、コンビニで支払ったが身に覚えのない商品代金だった…。

相談内容

【相談者 30代 男性】

「有料サイトの利用料金が未納のため、支払わないと法的措置を取る」と電話があり、コンビニで支払うよう「支払番号」を伝えられました。コンビニ内の情報端末機に、その「支払番号」を入力して用紙を出力し、レジで約20万円支払いましたが、領収書には知らない業者名と身に覚えのない商品名が記載されていました。今後、どうすればよいでしょうか。

対処方法

これは、消費者に「支払番号」を伝え、コンビニでその番号を使って料金を支払わせるという、コンビニ払い(コンビニ収納代行)の仕組みを詐欺業者(ここでは架空請求を行うサイト業者)が、悪用した手口です。

消費者は、「支払番号」をコンビニ内の情報端末機に入力し、端末から出てきた用紙を持ってレジに行き支払ったり、直接レジの店員に「支払番号」を伝えて支払います。このとき、消費者は自分の未納料金だと思っていますが、実際は詐欺業者の買い物代金の支払いをさせられています。

- 相談者には、この手口について説明し、支払ってしまった金額を取り戻すことは難しいことを伝え、詐欺と思われるので警察に相談するよう助言しました。
- 身に覚えのない請求や不審だと思う請求には電話やメール等で連絡しないでください。また、「支払番号」を伝えられても決して支払わないでください。
- 不安に思ったり、万が一トラブルにあったら、一人で悩まないで最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。(消費者ホットライン「188」へ)

支払番号を伝え、コンビニ払いを指示する業者にご注意!



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766 - 25 - 2890